

○石垣市立幼稚園管理規則

昭和59年2月29日

教育委員会規則第1号

石垣市立幼稚園管理規則(昭和48年8月22日教育委員会規則第7号)の全部を改正する。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条第1項の規定に基づき、石垣市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)の管理運営に関し、基本的事項を定めるものとする。

(入園資格)

第2条 幼稚園に入園することのできる者は、石垣市に居住する満5歳児とする。

(学級編制)

第3条 幼稚園の学級は、園長が編制する。

2 1学級の園児定数は、35人以下とする。

3 園長は、前項の規定にかかわらず、特別の理由があるときは、石垣市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の承認を得て、35人を超えて編制することができる。

4 園長は、前条の規定にかかわらず、教育委員会と協議の上、満4歳児を入園させて編成することができる。

(園児の募集及び選抜)

第4条 園児の募集及び選抜に関し必要な事項は、教育委員会が定め、毎年あらかじめ公示するものとする。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第5条 幼稚園の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第6条 幼稚園の休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 学年始休業日 4月1日から4月8日まで

(4) 夏季休業日 7月19日から8月31日まで

(5) 冬季休業日 12月26日から翌年1月5日まで

(6) 学年末休業日 3月21日から3月31日まで

(7) 慰霊の日 6月23日

(8) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が指定した日または園長が特に休業を必要と認め、あらかじめ教育委員会の承認を得た日

2 園長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ振替保育実施承認申請書(第2号様式)により、教育委員会の承認を得て休業日に保育を行い、または保育日を休業日にすることができる。ただし、運動会、学芸会、遠足等年間行事計画による行事の実施のため、休業日に保育を行い、または保育日を休業日にしようとする場合は、あらかじめ届け出ることをもって足りるものとする。

(非常変災等による臨時休業)

第7条 園長は、非常変災その他急迫した事情のため臨時に保育を行わなかったときは、直ちにその事情を教育委員会に連絡し、臨時休業報告書(第3号様式)により、その状況を教育委員会に報告しなければならない。

第3章 教育活動

(教育課程の編成)

第8条 幼稚園の教育課程は、幼稚園教育要領及び県教育委員会の定める基準により、職員の意見をきいて園長が編成する。

2 園長は、前項に規定する教育課程を編成するに当たっては、幼児の心身の発達上の特徴を考慮し、かつ、適切な経験領域に則して編成しなければならない。

3 園長は、翌年度において実施する教育課程を、教育課程編成書(第4号様式)により、毎年3月31日までに教育委員会に届け出なければならない。

(遠足等の実施)

第9条 園長は、園児の遠足やその他園外で行事を実施しようとするときは、遠足等実施届出書(第5号様式)により、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

(園児の出席停止)

第10条 園長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、またはそのおそれのある園児があるときは、その保護者に対し、当該園児の出席停止を指示しなければならない。

2 園長は、前項の規定により園児の出席停止を指示したときは、直ちに出席停止指示報告書(第6号様式)により、その状況を教育委員会に報告しなければならない。

第4章 教材の取扱い

(教材の選定)

第11条 園長は、幼稚園において教材を使用するにあたっては、有益適切と認めたものを

選定するものとする。

- 2 前項の教材選定にあたって、園児の保護者の経済的負担について、特に考慮しなければならない。

(教材の届出)

第12条 園長は、前条の規定により継続して使用する教材として図書等を選定したときは、教材届出書(第7号様式)によりあらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

第5章 入園、退園、休園及び修了

(入園)

第13条 入園は、園長が次の各号に該当する者のうちから選考し、これを許可するものとする。

- (1) 保護者と同居している者
- (2) 安全容易に通園できる者
- (3) 保育にたえる程度に健康である者

- 2 入園の時期は、学年の始めとする。

(転入園、再入園及び中途入園)

第14条 園長は、前条第1項に定めるもののほか、定員に欠員が生じたときは、次の各号の一に該当する者のうちから選考し、転入園または再入園もしくは中途入園を許可することができる。

- (1) 他の幼稚園から転入園を願い出た者
- (2) 当該幼稚園を退園した者で再入園を願い出た者
- (3) 他の地区から転居した者、または事情により学年初めに入園しなかった者で、中途入園を願い出た者

- 2 前項第1号に規定する転入園を願い出ようとする者は、その者が現に在園する幼稚園長の退園を証する書類を園長に提出しなければならない。

- 3 園長は、前条第1項及び第1項の規定により、園児の入園、転入園、再入園及び中途入園を許可したときは、入園許可報告書(第8号様式)により、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(入園の手続)

第15条 幼稚園に入園(転入園、再入園及び中途入園を含む。以下同じ。)しようとする者は、園長の指定した期日までに、入園願書(第9号様式)に、住民票抄本を添えて園長に提出しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、入園出願に関し必要な事項はその都度園長が定めるものとする。

(誓約書の提出)

第16条 入園を許可された者は、園長の指定した期日までに保護者及び保証人の連署した

誓約書(第10号様式)を園長に提出しなければならない。

- 2 園長は、前項に規定する手続きを園長の指定する期日までに行わない者に対しては、その許可を取り消すことができる。

(休園及び復園)

第17条 園長は、園児の保護者から、園児の傷病またはその他の事情により、休園の願い出があったときは休園の、休園の理由が消滅し、復園の願い出があったときは復園の許可をすることができる。

- 2 前項に規定する休園を願い出ようとする者は、休園願書(第11号様式)を、復園を願い出ようとするものは、復園願書(第12号様式)を園長に提出し、その許可を受けなければならない。その場合、理由が傷病によるときは医師の診断書を、その他の事情によるときはその理由書を添えなければならない。

- 3 園長は、第1項の規定により休園または復園を許可したときは、休(復)園許可報告書(第13号様式)により、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(転園及び退園)

第18条 園長は、園児の保護者から転園または退園の願い出があったときは、これを許可するものとする。

- 2 前項に規定する転園または退園を願い出ようとする者は、転(退)園願書(第14号様式)を園長に提出しなければならない。
- 3 園長は第1項の規定にかかわらず、第17条の規定により休園した者が、引き続き6か月以上休園し、なお復園の見込みのないときは、これを退園させることができる。
- 4 園長は、園児が正当な理由がなく、引き続き1か月以上欠席し、督促してもなお出席の見込みのないときは、これを退園させることができる。
- 5 石垣市立幼稚園入園料及び保育料に関する条例(昭和47年条例第50号)第2条に定める保育料を3月以上滞納したとき教育委員会は、当該園児の登園を停止し、又は退園を保護者に対し命ずることができる。
- 6 園長は、第1項の規定により転園または退園の許可をしたとき及び第3項から第5項までの規定により退園させたときは、転(退)園許可報告書(第15号様式)により、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(修了証書の授与)

第19条 園長は、所定の教育課程を修了したと認めた者に、修了証書(第16号様式)を授与しなければならない。

第6章 組織編成

(職員)

第20条 幼稚園に、園長及び教諭を置くものとする。ただし、園長は小学校長をもって兼任させることができる。

- 2 前項に規定する職員のほか、必要に応じて養護教諭、助教諭及び事務職員を置くことができる。

(主任教諭)

第21条 幼稚園に、主任教諭を置くことができる。

- 2 主任教諭は、園長を助け園務を整理する。
- 3 主任教諭は、教育委員会が園長の意見をきいて、当該園の教諭のうちからこれを命ずる。

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

第22条 幼稚園には、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

- 2 前項の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、教育委員会が委嘱する。

(園務分掌)

第23条 所属職員の園務の分掌は、職員の意見をきいて園長が定める。

- 2 園長は、前項の規定により園務分掌を定めたときは、直ちにその概要を教育委員会に報告しなければならない。

(学校評価)

第23条の2 園長は、学校の教育活動その他学校運営の状況について、自己評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 園長は、前項の評価の結果を踏まえ、保護者等の学校関係者による評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 3 園長は、前2項の評価の結果を、毎年3月末日までに教育委員会に報告するものとする。

第7章 職員の服務

(職員の有給休暇)

第24条 職員の有給休暇は、園長が承認する。ただし、園長の3日を超える有給休暇及び職員の7日を超える有給休暇は、教育委員会が承認する。

(職員の出張)

第25条 職員の出張は、園長が命ずる。ただし、目的地が石垣市外である出張または宿泊を要する出張は、教育委員会が命ずる。

(職務専念義務の免除)

第26条 職員の職務に専念する義務の免除は、園長が承認する。ただし、園長の3日を超えるものについては、教育委員会が承認する。

(赴任)

第27条 職員は、新たに職員となり、または幼稚園を異にする勤務を命じられたときは、発令の通知を受けた日から7日以内に赴任しなければならない。

(日直)

第28条 園長は、正規の勤務時間外において、所属職員に日直を命ずることができる。

2 前項の規定により日直を命じられた職員は、幼稚園の施設、設備及び主要書類の保全、緊急の事務の処理並びに非常変災の処置に当らなければならない。

3 前項に定めるもののほか、日直に関し必要な事項は園長が定める。

(その他服務に関する事項)

第29条 この規則に定めるもののほか、職員の服務に関し必要な事項は別に定める。

第8章 施設、設備の管理

(施設、設備の管理)

第30条 園長は、幼稚園の施設、設備(備品を含む。以下同じ。)を管理し、その整備に努めなければならない。

2 職員は、園長の定めるところにより、幼稚園の施設、設備の管理を分担する。

(目的外使用)

第31条 園長は、幼稚園の施設、設備を別に定めるところにより、社会教育その他、公共のために利用させることができる。

(財産のき損)

第32条 園長は、幼稚園財産の一部または全部がき損もしくは亡失したときは、直ちに教育委員会に報告し、その指示を受けなければならない。

(警備及び消防計画)

第33条 園長は、毎年度始め幼稚園の警備及び消防計画を作成し、教育委員会に報告しなければならない。

2 幼稚園の警備及び消防の責任分担は、園長が定める。

第9章 雑則

(保健安全計画の提出)

第34条 園長は、毎年3月31日までに翌年度に係る園児及び職員の保健安全に関する事項について計画をたて、学校保健安全計画書を教育委員会に提出しなければならない。

(事故の報告)

第35条 園長は園児及び職員に関し、重要と認められる事故が発生したときは、直ちにその状況を教育委員会に報告しなければならない。

(備付表簿)

第36条 幼稚園に備えなければならない表簿は、法令その他別に定めるもののほか、おおむね次のとおりとする。

- (1) 幼稚園沿革誌
- (2) 修了証書台帳
- (3) 通達等重要書類綴
- (4) 旧職員履歴書綴

(5) 職員の人事に関する綴

(6) 公文書関係綴

(7) 諸願書届出書綴

(8) 幼稚園日誌

(事務処理)

第37条 幼稚園における文書処理、公印取り扱いその他事務処理に関し必要な事項は別に定める。

(規則の施行)

第38条 この規則の施行に関し、必要な事項は教育長が定める。

附 則

1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

(昭59教委規則2・旧附則・一部改正)

2 4歳児の入園取り扱いについては、第3条第4項の規定にかかわらず、昭和59学年度に限り、なお従前の例による。

(昭59教委規則2・追加)

附 則(昭和59年教委規則第2号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成元年1月8日から適用する。

附 則(平成2年教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則(平成3年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成3年2月8日から適用する。

附 則(平成4年教委規則第6号)

この規則は、平成4年9月1日から施行する。

附 則(平成5年教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年教委規則第2号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成7年教委規則第4号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成11年教委規則第1号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年教委規則第21号)

この規則は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則(平成16年教委規則第7号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成20年教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年教委規則第3号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年教委規則第13号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

第1号様式 削除

(平18教委規則3)

第2号様式(第6条関係)

		発第		号
		年	月	日
石垣市教育委員会教育長 様				
		石垣市立	幼稚園	
		園 長		印
振 替 保 育 実 施 承認申請 書				
届 出				
次のとおり振替保育を実施したいので 承認願いたく申請 いたします。				
届 出				
記				
1	振替保育日	年	月	日 曜
2	休業する日	年	月	日 曜
3	事 由			
4	その他、参考事項			

(縦長左とし)

注 不要な語句は、＝で消すこと。

第3号様式(第7条関係)

発第 号
年 月 日

石垣市教育委員会教育長 様

石垣市立 幼稚園
園 長 印

臨 時 休 業 報 告 書

次のとおり、臨時に休業しましたので報告いたします。

記

- 1 休業した日(期間) 年 月 日 曜(～ 年 月 日 曜)
- 2 非常変災その他急迫の事情の概要
- 3 休業中の園児に対する処置
- 4 その他、参考事項

(縦長左とじ)

第4号様式(第8条関係)

発第 号
年 月 日

石垣市教育委員会教育長 様

石垣市立 幼稚園
園 長 印

教 育 課 程 編 成 書

次のとおり、 年度の教育課程を編成しましたので、お届けします。

記

- 1 本園教育の目標
- 2 本年度重点目標
- 3 各領域の重点
 - (1) 健 康
 - (2) 人間関係
 - (3) 環 境
 - (4) 言 葉
 - (5) 表 現
- 4 そ の 他

第4号様式の2(第8条関係)

園 行 事			
学 期	月 日	行 事 名	備考(時間配当・その他)
第 一 学 期			
第 二 学 期			
第 三 学 期			

注 提出に際しては、第4号様式に添付すること。

第5号様式(第9条関係)

		発第	号
		年	月 日
石垣市教育委員会教育長 様			
石垣市立		幼稚園	
園 長		印	
遠 足 等 実 施 届 出 書			
次のとおり園外で行事を実施したいのでお届けします。			
記			
1 行事等の名称			
2 実 施 期 日			
3 実 施 場 所			
4 実 施 方 法			
(1) 参 加 人 員 園児 人 父母 人			
(2) 出発、帰園予定時刻 時 分 → 時 分			
(3) 園児1人当りの経費			
(4) 利用する交通機関名			
(5) 引率者、職、氏名			
(6) その他、参考事項			

(縦長左とじ)

第6号様式(第10条関係)

		発第	号
		年	月 日
石垣市教育委員会教育長 様			
石垣市立		幼稚園	
園 長		印	
出席停止指示報告書			
次のとおり、出席停止の指示をしましたので報告いたします。			
記			
1 園児氏名			
2 保護者氏名			
3 住 所			
4 出席停止指示年月日及び期間			
年 月 日 期間 自 年 月 日 至 年 月 日			
5 出席停止を指示した理由			
6 その他、参考事項			

(縦長左とじ)

第7号様式(第12条関係)

		発第	号
		年	月 日
石垣市教育委員会教育長 様			
		石垣市立	幼稚園
		園 長	印
教 材 届 出 書			
次の教材を使用したいので、実物一部を添えてお届けいたします。			
記			
1 教材の名称			
2 著 者 名			
3 発 行 所			
4 価 格			
5 使用目的及び方法			
6 その他、参考事項			

(縦長左とじ)

第8号様式(第14条関係)

				発第	号
				年	月 日
石垣市教育委員会教育長 様					
				石垣市立	幼稚園
				園 長	印
入 園 許 可 報 告 書					
次のとおり、 年度の園児の入園を許可したので報告いたします。					
記					
1 入園月日					
2 入園児数					
(1)	5歳児	男	女	計	
(2)	4歳児	男	女	計	
				合計	
3 その他必要事項					

(縦長左とじ)

注 入園児名簿(氏名、生年月日、保護者名、続柄、住所)を添付すること。(4歳児を入園される幼稚園にあっては、4歳児、5歳児を分けて別に作成すること。)

第8号様式の2(第14条関係)

発第 号
年 月 日

石垣市教育委員会教育長 様

石垣市立 幼稚園
園 長 印

「転入園、再入園、中途入園」許可報告書

次の者に、 入園を許可したので報告いたします。

記

- 1 入 園 児 氏 名
- 2 生 年 月 日
- 3 保 護 者 氏 名
- 4 住 所
- 5 入 園 年 月 日
- 6 転入前教育委員会
- 7 転 入 前 幼 稚 園

(縦長左とじ)

第9号様式(第15条関係)

入 園 願 書

入 園 児	ふりがな		性 別
	氏 名		男 女
	生 年 月 日	年 月 日生	歳
	現 住 所		

保 護 者	ふりがな			職 業
	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日生		幼児との関係
	現 住 所			
	電 話 番 号	自 宅	勤 務 先	
			父	
		母		

上記の者 貴幼稚園に入園させたいのでお願い致します。			
年 月 日			
保護者氏名			印
石垣市立_____幼稚園長様			

- ※ 幼児氏名・保護者名は、戸籍通りに記入すること。
- ※ 幼児との関係は「父(長男)」のように記入すること。
- ※ 勤務先は、職場名も記入すること。

第10号様式(第16条関係)

誓約書		
年 月 日		
石垣市立	幼稚園長	様
園児氏名		
保護者住所		
氏 名		印
保証人住所		
氏 名		印
貴園に入園のうえは、規則を守ることを誓い連帯してその責任を負います。		

(縦長左とじ)

第11号様式(第17条関係)

休園願書			
年 月 日			
石垣市立	幼稚園長 様		
園児氏名			
保護者氏名			印
別紙診断書(理由書)の理由により 年 月 日から 年 月 日まで 休園したいので許可くださるようお願いいたします。			

(縦長左とじ)

第12号様式(第17条関係)

復 園 願 書		
		年 月 日
石垣市立	幼稚園長 様	
園児氏名		
保護者氏名		印
年 月 日から休園していましたが、この度その理由が消滅し復園したいので許可くださるようお願いいたします。		

(縦長左とじ)

注 休園の理由が傷病によるものであったときは医師の治癒証明書を、その他の理由によるものであったときは、理由消滅の証明が可能ならば、それを証する書面を添付すること。

第13号様式(第17条関係)

発 第 号
年 月 日

石垣市教育委員会教育長 様

石垣市立 幼稚園
園 長 印

休(復)園許可報告書

次の者に 園を許可したので報告いたします。

記

- (1) 園 児 氏 名
- (2) 保護者氏名
- (3) 理 由
- (4) 休園の場合その期間 年 月 日～ 年 月 日

(縦長左とじ)

転（退）園願書		
		年 月 日
石垣市立	幼稚園長	様
園児氏名		
保護者氏名		印
次の理由により、園したいので許可くださるようお願いいたします。		
記		
理 由		

第15号様式(第18条関係)

		発	第	号	
		年	月	日	
石垣市教育委員会教育長 様					
		石垣市立	幼稚園		
		園 長		印	
転(退)園許可報告書					
次の者を 園させたいので報告いたします。					
記					
1	園	児	氏	名	
2	生	年	月	日	
3	保	護	者	氏	名
4	住	所			
5	転(退)園	年	月	日	
6	転出先教育委員会				
7	転出先幼稚園				

(縦長左とじ)

第16号様式(第19条関係)

第	号
修了証書	
氏	名
年	月 日生
あなたは、本園において幼稚園の課程を修了したので、これを証する。	
年	月 日
石垣市立 園 長	幼稚園 印